

平成29年度
一般競争入札による公用車売却
入札要領

亀山市財務部契約管財室

目 次

第1	入札物件	P 3
第2	入札参加申込資格	P 3
第3	契約上の主な条件	P 3
第4	入札参加の申込	P 4
第5	入札物件の公開	P 5
第6	入札の日時、場所及び入札に必要な書類等	P 5
第7	入札の無効	P 6
第8	入札の変更等	P 7
第9	入札の辞退	P 7
第10	入札保証金及び契約保証金	P 7
第11	契約の締結	P 7
第12	契約の解除	P 8
第13	所有権の移転	P 8
第14	物件引き渡し	P 8
第15	公租公課等	P 8
第16	入札に関する質問	P 8
第17	その他	P 9

(入札物件)

第1 一般競争入札に付する車両は、次のとおりとする。

物件番号	車名	初年度登録	走行距離	車検有効期間	最低売却価格 (税抜き)
1	ニッサン キャラバン	平成3年5月	103,222km	平成28年5月29日	30,000円
2	トヨタ コースター	平成8年1月	263,720km (※)	平成29年1月25日	500,000円
3	ニッサン シビリアン	平成10年5月	64,370km	平成27年7月7日	200,000円

(1) 詳細は、別紙仕様書のとおり。

(2) 走行距離は、平成29年11月14日時点の数値である。

※トヨタ コースターについては、236,925km で一度距離メーターを取り替えており、現在の車両メーターは26,795km である。

(3) 最低売却価格には、リサイクル料金を含まない。

(入札参加申込資格)

第2 本案件の入札に参加できる者は、市内に住所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所(営業所を含む。)を有する法人とする。ただし、参加申込書を提出した日から落札決定日までの間において、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

(2) 市税等に滞納がある者。

(3) 破産法(平成16年法律75号)に基づく破産手続開始、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「不当行為防止等に関する法律」という。)第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員の活動等公序良俗に反する活動のために本物件を利用し、又は提供しようとする者。

(契約上の主な条件)

第3 公序良俗に反する使用の禁止について次の特約を付するものとする。

(1) 売払物件を不当行為防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がこれらの用は供することなど公序良俗に反する用途に使用してはならない。

- (2) 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、落札者は前号の使用の禁止を
書面により継承させるものとし、当該第三者に対して前号の定めを反する使用を
させてはならない。
- (3) 売払物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対し
て第1号の定めを反する使用をさせてはならない。
- 2 前項について、本市が、必要があると認めるときは、実地調査等を行うものとして
落札者及びその後の譲受人等は協力する義務を負うこと。
- 3 第1項第1号に違反したときは売買代金の100分の10の額を違約金として市に支
払わなければならない。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額
を切り捨てる。
- 4 売払物件に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わない。
- 5 入札に参加した者は、当該売払物件の内容を十分に確認したものとする。
- 6 売払物件は、当該車両保管場所での現状有姿による引き渡しとする。よって、入札
に参加するにあたっては、できる限り現物を確認すること。
- 7 引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行わず、苦情も一切受け付けないの
で、使用にあたっては、事前に必要な整備を行い、十分に安全を確認すること。
- 8 名義変更等の諸手続きは落札者が行うこと。
- 9 契約、登録等の諸手続き、運搬、引き渡しに係る費用は落札者が負担すること。

(入札参加の申込)

第4 入札に参加しようとする者は、受付期間内に第3号の申込書類を全て提出しなけ
ればならない。申込書類は返却しないものとする。

(1) 受付期間

平成29年12月1日(金)から12月15日(金)まで(ただし、土曜日、日曜
日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵
送の場合は期限内必着)

(2) 受付場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所西庁舎3階 財務部契約管財室

申込書類は郵送又は持参とする。郵送の場合は、必ず一般書留又は簡易書留で郵送
すること。

(3) 申込書類

ア 個人の場合

(ア) 入札参加申込書兼誓約書(様式1・印鑑登録証明書の印で押印すること。)

(イ) 住民票(発行後3箇月以内のもの・写し可)

(ウ) 印鑑登録証明書(発行後3箇月以内のもの・写し可)

(エ) 納税(完納)証明書(発行後3箇月以内のもので、直近2年間において市税の未納のない証明・写し可)

イ 法人の場合

(ア) 入札参加申込書兼誓約書(様式1・印鑑証明書の印で押印すること。)

(イ) 履歴全部事項証明書(発行後3箇月以内のもの・写し可)

(ウ) 印鑑証明書(発行後3箇月以内のもの・写し可)

(エ) 納税(完納)証明書(発行後3箇月以内のもので、直近2年間において市税の未納のない証明・写し可)

(入札物件の内部公開)

第5 入札物件の車両の内部公開は、次の期間、場所において行う。ただし、試乗は行わないので注意すること。

(1) 期間 平成29年12月11日(月)から平成29年12月13日(水)まで
午前9時から正午、午後1時から4時

(2) 場所 亀山市役所関支所(亀山市関町木崎919-1)

2 物件の内部公開を希望する者は、事前に氏名及び物件の内部公開を希望する日時を契約管財室へ連絡し、担当者と日程調整をすること。電話での車両に関する質問は一切受け付けない。

(入札の日時、場所及び入札に必要な書類等)

第6 入札の日時、場所及び入札に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 日時 平成29年12月26日(火)
午後2時00分から、物件番号1~3を同時に実施する。

(2) 場所 亀山市役所本庁舎3階 大会議室

(3) 入札に必要な書類

ア 入札書(様式2)

(ア) 記名押印を忘れずに、申込時に提出した印鑑登録証明書又は印鑑証明書の印鑑を使用すること。代理人より入札するときは、入札者の欄に代理人の住所・氏名を記入のうえ、代理人使用印鑑として委任状に押印した印鑑を押印すること。

(イ) 算用数字を使用すること。

(ウ) 消費税及び地方消費税に相当する額(100分の8)を除いた額を記入すること。

(エ) 一度提出した入札書の変更又は取消しは認めない。

(オ) 入札書は市指定の様式を用いること。

(カ) 入札を希望しない車両については、入札金額は空欄とすること。

イ 委任状（様式 3）

代理人による入札のみ持参すること。

ウ 入札書用封筒

次の事に留意して封筒を作成し、入札書の中に入れ、提出すること。

（ア）差出人の住所、氏名（法人の場合は商号及び代表者名）を記載すること。

（イ）封筒の表には、下記のとおり記載すること。

『亀山市長 櫻井義之 様

一般競争入札による公用車売却入札

入札書在中 平成 29 年 12 月 26 日午後 2 時 00 分』

（ウ）封筒の裏には、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で裏面 3 ヶ所割印すること。（代理人が応札する場合は、委任状（様式 3）の代理人の印鑑で割印すること。）

（4）入札に係る事項

ア 入札に参加しようとする者が 1 人の場合においても、入札は執行されるものとする。

イ 入札開始時間までに入札会場に入場しない場合は、不参加扱いとする。

ウ 入札有資格者は、1 名のみが入場できることとする。

エ 最高価格で同価格の入札者が 2 人以上のときは、くじによって落札者を決定する。

（入札の無効）

第 7 次の各号のいずれかに該当するとき、その入札は無効とする。落札決定後、契約締結後に判明した場合も無効とし、契約の解除をする場合がある。

（1）代理人による入札の際、委任状を提出していないとき

（2）代理人による入札の際、委任状に委任者の実印及び代理人の印が押印されていないとき

（3）同一事項の入札に対し 2 以上の入札をしたとき

（4）入札書の記載事項が確認できないとき

（5）入札書の金額を訂正したとき

（6）郵便等により、入札書を送付してきたとき

（7）入札参加資格のない者が入札をしたとき

（8）入札者が談合等の不正行為を行ったとき

（9）入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき

（10）最低売却価格（税抜）未満の金額で入札したとき

（11）所定の様式の入札書を用いなかったとき

（12）申込者が未成年の場合、法定代理人以外の者が入札を行ったとき

(入札の変更等)

第 8 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させないことができる。又は天候等の都合により、入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(入札の辞退)

第 9 入札参加申込み後において入札を辞退することとなった場合は、入札を辞退する旨を「第 16 (3) 提出方法」の連絡先に電話等で連絡し、入札辞退届 (任意様式) を提出すること。

(入札保証金及び契約保証金)

第 10 入札保証金及び契約保証金は免除とする。

(契約の締結)

第 11 落札者は、落札の通知を受けた日から 5 日以内 (ただし、休日及び年末年始を除く。) に別添公用車売買契約書を「第 4 (2) 受付場所」に提出し、契約を締結しなければならない。

- 2 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が、亀山市の指名停止などの措置を受けた場合は、契約を締結しない。
- 3 落札者は、契約締結日から 14 日以内に契約金額及び預託済みリサイクル料金の全額を市が発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 4 落札者は、物品引渡しの完了以前に、次に掲げる行為はできないものとする。
 - (1) 売買物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡すること。
 - (2) 売買物件に新たな物件を設置すること。
 - (3) 売買物件の形質を変更すること。
- 5 落札者は、入札物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。
- 6 落札者が落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない。
- 7 落札者が契約を締結しないときは、当該入札に参加した予定価格 (最低売却価格) 以上で有効な入札を行った次順位者と随意契約をすることができる。この場合において、当該契約の締結は、落札金額 (落札者が入札した金額) にて行うものとし、当初の競争入札に付するときに定めた条件は変更しない。
- 8 契約締結及び履行に関して必要な費用は、全て落札者の負担とする。

(契約の解除)

第12 落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められる場合
- (2) 契約の履行について、不正な行為があった場合
- (3) 前2号に定める場合を除くほか、落札者が契約に違反した場合

(所有権の移転)

第13 所有権移転の時期は、契約代金が完納したときに移転する。

(物件引渡し)

第14 物品引渡しの期限及び場所は、次のとおりとする。希望する日時を契約管財室へ連絡し、担当者と日程調整をすること。

- (1) 期限 平成30年1月26日(水)(ただし、休日を除く。) 午前9時から正午、午後1時から4時
- (2) 場所 亀山市役所関支所(亀山市関町木崎919-1)
- 2 車両の移転登録(車両の所有者、車両番号の抹消登録及び自賠責保険の名義変更等)に係る手続きは落札者に委任することとし、落札者の責任において行うこと。なお、構造等変更検査の可否については、これを保証しない。
- 3 車両の移転登録に係る諸経費の一切は落札者が負担することとなる。
- 4 車両の移転登録完了後は、移転登録が完了したことが確認できる書類(写し)を「第4(2)受付場所」に提出した後に車両を引き渡すものとする。
- 5 車両の運送については、落札者の責任のもとで行うこと。また、車両の輸送等に要する経費は全て、落札者が負担すること。

(公租公課等)

第15 売却、登録に伴う公租公課等は、落札者の負担とする。

(入札に関する質問)

第16 当該入札に対する質問は、次のとおり書面により提出すること。

- (1) 提出期間 平成29年12月1日(金)から平成29年12月18日(月)まで(ただし、休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(郵送の場合は期限内必着)。
- (2) 提出場所 「第4(2)受付場所」と同じ。

(3) 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ及び電子メールにて受け付ける。ただし、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず確認の電話をすること。

ファクシミリ 0595-82-3883

メール keiyakukanzai@city.kameyama.mie.jp

電話 0595-84-5025

(4) 質問に対する回答

平成 29 年 12 月 21 日（木）午後 5 時 15 分までに参加申込書提出業者全員にファクシミリ又は電子メールにて行うものとする。

(その他)

第 17 本入札及び契約後において、不正又は不誠実な行為があった場合は、適切な措置を講じるものとする。

2 車両のデザイン・文字は、物件の引渡し後、20 日以内に落札者が塗りつぶし等により、判読できないように抹消し、抹消したことが確認できる車両の写真を「第 4 (2) 受付場所」に提出すること。

3 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

4 都合により、入札執行が延期又は中止となる場合がある。

5 使用する印鑑は、提出書類全てに同じものを使用すること。

6 落札者決定後は、要領等の内容の不明確を理由として異議申し立てを行うことはできない。

7 市は売買物件につき、瑕疵担保及び危険負担の責は、契約締結日以降これを負わないものとする。

8 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用することとする。

9 この要領に定めのない事項については、亀山市会計規則及び亀山市契約規則によるものとする。

問合せ先

亀山市 財務部 契約管財室 電話 0595-84-5025

別紙 仕様書

売却物件	物件 1	物件 2	物件 3
車名	ニッサン キャラバン	トヨタ コースター	ニッサン シビリアン
車両番号	鈴鹿 300 さ 8789	三重 22 す 1846	鈴鹿 200 さ 21
初年度登録	平成 3 年 5 月	平成 8 年 1 月	平成 10 年 5 月
自動車の種別	普通	普通	普通
用途	乗用	乗合	乗合
自家用・事業用の別	自家用	自家用	自家用
車体の形状	ステーションワゴン	キャブオーバ	キャブオーバ
寸法 c m (全長×全幅×全高)	551×169×228	669×202×258	684×199×262
車両総重量	2,480kg	4,885kg	5,145kg
総排気量	2.96L	4.16L	4.16L
燃料の種類	ガソリン	軽油	軽油
型式	E-AEGE24	KC-HZB50	KC-RYW40
車体番号	AEGE24010575	HZB50-0008839	RYW40100969
走行距離 (H29.11.14 現在)	103,222km	263,720km (※)	64,370km
乗車定員	10 人	29 人	29 人
車検有効期間満了日	車検切れ 平成 28 年 5 月 29 日	車検切れ 平成 29 年 1 月 25 日	車検切れ 平成 27 年 7 月 7 日
MT・AT の別	AT	MT	MT
リサイクル料金	10,360 円 (預託済)	21,020 円 (預託済)	21,270 円 (預託済)
予定(最低売却) 価格	30,000 円	500,000 円	200,000 円
付属品	夏タイヤ (ホイール無)	なし	夏タイヤ (ホイール付)
その他	経年の使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ等有。 バッテリー上がり車両有。		

※トヨタ コースターについては、236,925km で一度距離メーターを取り替えており、現在の車両メーターは 26,795km である。

様式1 入札参加申込書兼誓約書

一般競争入札による公用車売却入札

参加申込書兼誓約書

平成 年 月 日

亀山市長 櫻井義之様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

F A X _____

メ ー ル _____

私は、亀山市の一般競争入札により、下記物件の入札に参加したいので、一般競争入札による公用車売却入札要領を承知のうえ、関係書類を添えて申し込みします。

また、同入札要領の第2に定める入札参加資格要件を全て満たしていることを宣誓します。

記

物件番号	1.	2.	3
------	----	----	---

※入札参加予定物件に○をつけてください。

受 付 印

様式2 入札書

入 札 書

物件番号	車名等	入札金額
1	ニッサン キャラバン	円
2	トヨタ コースター	円
3	ニッサン シビリアン	円

私は、上記物件について、一般競争入札による公用車売却入札要領を承知のうえ、次の通り入札します。

平成 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

住所

氏名
(代理人)

印

- 注意 ① 入札額は消費税及び地方消費税に相当する額（100分の8）を含まない額を記入して下さい。
- 注意 ② 代理人より入札するときは、入札者の欄に代理人の住所・氏名を記入のうえ、代理人使用印鑑として委任状に押印した印鑑を押印して下さい。
- 注意 ③ 入札を希望しない車両については、入札金額は空欄としてください。
- 注意 ④ 代理人による入札の場合は、委任状を提出してください。
- 注意 ⑤ 入札書には記名押印をしてください。

様式3 委任状

委 任 状

(代理人)

氏 名 _____

代理人使用印鑑

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

一般競争入札による公用車売却入札に関する一切の権限

平成 年 月 日

(委任者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____